

🏠 医療費控除用通知（e-Tax）メニュー利用時の注意事項

- * 医療費控除用通知（e-Tax向け）メニューよりダウンロードしたファイルは、国税電子申請・納税システム（e-Tax）に取込み利用可能です。
- * 医療費控除の対象となる支出で、医療費控除用通知（e-Tax向け）ファイルに含まれないものがある場合には、別途領収書に基づいて、国税電子申請・納税システム（e-Tax）に追加入力いただく必要があります。
- * 「治療を受けた病院、診療所、薬局、その他の者の名称」が空白の場合は、当該データから該当する医療費を除く必要がありますので、国税電子申請・納税システム（e-Tax）に取り込み後、被保険者等が支払った医療費の額欄に表示されている金額を修正して「0円」と入力し、該当する医療費の領収書に基づいて別途「医療費通知以外の医療費の入力」画面で必要事項を入力していただく必要があります。詳細については国税庁HPにてご確認ください。
- * 上記の追加入力、補完入力を行った場合、医療費領収書は確定申告期限から5年間保存する必要があります。
- * 「被保険者又はその被扶養者が支払った医療費の額」は、受診医療機関より健康保険組合に届く診療報酬明細書（レセプト）より計算した自己負担相当額です。実際にご自身が負担された額が異なる場合（※公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成、（家族）療養費、（家族）出産育児一時金、高額療養費、組合独自の付加給付がある場合など）には、国税電子申請・納税システム（e-Tax）に取り込み後、公費負担医療の額（上記の※）を差し引く等、ご自身で額を訂正していただく必要があります。
- * 医療費控除用通知（e-Tax向け）ファイルは発行主体である健康保険組合の電子証明書が付与されています。ダウンロードしたファイルの編集は行えませんので、修正が必要な場合、国税電子申請・納税システム（e-Tax）に取り込み後、修正を行ってください。
- * ダウンロード後のファイルには識別不能な文字列が含まれますが、利用上の問題はございません。